

帰還困難区域（富岡町）で農業を営んでいた申立人が所有する農機具等（帳簿等に記載されていないものも含む。）について、写真等から農機具等の存在を認定し、取得価格に実際の使用可能年数（申立人が主張する年数に6割を乗じた年数）を考慮した減価を行って損害額を算定した事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の財物損害について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

・財物損害（別紙記載の資産目録に限る）

第2 損害額の確認

申立人と被申立人は、本件和解仲介に関する損害額が、別紙記載の損害項目について金13,400,000円であることを相互に確認する。

第3 既払金及び既払金の清算

1 申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金7,819,772円を支払い済みであることを相互に確認する。

2 申立人と被申立人は、前項の既払金7,819,772円については、第1項記載の損害項目の支払いに充当する方法にて清算する。

第4 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目については、和解金として、第2項の金13,400,000円から、第3項記載の既払金7,819,772円を控除した残額である金5,580,228円の支払義務があることを認める。

第5 支払方法

（省略）

第6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠

償紛争解決センターに交付する。
平成27年1月20日
(別紙資産目録省略)

(仲介委員 小山達也)